

令和3年度受験案内



静岡県職員（職務経験者）採用試験

今回募集する職種

**土木、獣医師、心理、児童福祉、
医療社会福祉（精神保健福祉士）、
臨床検査技師、理学療法士、栄養士（管理栄養士）**

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、試験日程や会場等の変更を行う場合があります。その場合には、静岡県職員採用情報のホームページに掲載します。

◆ 第1次試験日 令和3年7月11日（日）

◆ 試験会場 静岡県庁別館
神奈川県内（小田原市内） } 全職種
愛知県内（豊橋市内） } 3会場で実施

※会場選択に当たっては、7ページの「新型コロナウイルス感染症への対応」を必ず確認してください。

※会場は、決定次第、静岡県職員採用情報のホームページに掲載します。

◆ 受付期間 5月26日（水）～6月11日（金）午後5時まで

※6月11日の午後5時受信完了分まで有効

◆ 受験手続 10ページを御覧ください。

－申込みはインターネットで！－

【試験についての問合せ先】

静岡県人事委員会事務局職員課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館14階

にっこりつなごう

電話番号 054-221-2275（直通）

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/zinzi/employ/>

E-mail shokuin@pref.shizuoka.lg.jp

1 職種、採用予定者数等（採用予定者数は変更になる場合があります。）

職種	採用 予定者数	主な職務内容	主な勤務先
土木	3人	道路・河川・砂防・港湾・空港・上下水道等社会基盤の整備・管理、防災対策、都市計画等	本庁／交通基盤部、危機管理部、企業局 出先／土木事務所、地域局、企業局
獣医師	2人	食品衛生の監視指導、食肉の検査、動物保護管理、畜産の振興、家畜の保健衛生指導、家畜の改良・増殖の研究等	本庁／健康福祉部、経済産業部 出先／健康福祉センター（保健所）、食肉衛生検査所、環境衛生科学研究所、農林事務所、家畜保健衛生所、畜産技術研究所
心理	5人	児童・保護者等に対する心理診断・心理療法等	出先／健康福祉センター（児童相談所）、吉原林間学園、三方原学園、精神保健福祉センター、磐田学園
児童福祉	9人	児童福祉施設等における入所児童等の自立促進・生活指導、児童相談所のケースワーク等	出先／健康福祉センター（児童相談所）、吉原林間学園、三方原学園、磐田学園
医療社会福祉（精神保健福祉士）	1人	精神保健福祉に関する技術指導、啓発、ケースワーク等	出先／健康福祉センター、精神保健福祉センター
臨床検査技師	1人	生理検査、細菌検査、輸血検査、病理検査、採血業務等	県立静岡がんセンター
理学療法士	2人	運動療法、物理療法、装具療法等	
栄養士（管理栄養士）	2人	臨床栄養管理、栄養相談・指導、病院における給食管理等	

2 受験資格等

(1) 受験資格

職種	年齢、免許・経験年数等
土木	次の要件を全て満たす人 1 昭和37年4月2日以降に生まれた人 2 土木の設計、施工管理の職務経験が令和3年4月30日現在で3年以上の人 なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。
獣医師	次の要件を全て満たす人 1 昭和37年4月2日以降に生まれた人 2 獣医師の免許を有する人 3 獣医師としての職務経験が令和3年4月30日現在で1年以上の人
心理	次の要件を全て満たす人 1 昭和37年4月2日以降に生まれた人 2 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した人であって、心理療法に関する職務経験が令和3年4月30日現在で5年以上の人 なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。

<p>児 童 福 祉</p>	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和37年4月2日以降に生まれた人 2 児童福祉法第13条第3項に定める児童福祉司の任用資格を有する人（※1） 3 2の任用資格取得後に指定施設（※2）における職務経験（※3）が令和3年4月30日現在で3年以上の人 <p>※1 児童福祉法第13条第3項第7号の厚生労働大臣が定める講習会及び児童福祉法施規則第6条第7号の指定講習会は採用後に受講できるものとします。</p> <p>※2 「指定施設」とは、児童福祉法施行規則第5条の3に定める施設をいいます。</p> <p>※3 職務経験には正社員以外で勤務していた期間を含み、1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>
<p>医療社会福祉 (精神保健福祉士)</p>	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和37年4月2日以降に生まれた人 2 精神保健福祉士の資格を有する人 3 精神保健福祉士法施行規則第2条で定める施設において精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の職務経験が令和3年4月30日現在で5年以上の人 <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p> <p>※ 「精神保健福祉士法施行規則第2条で定める施設」とは次の(1)～(15)の施設をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 精神科病院 (2) 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。） (3) 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター (4) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く。）若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） (5) 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。） (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター (7) 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） (8) 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） (9) 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） (11) 介護保険法に規定する地域包括支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） (12) 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） (13) 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） (15) 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

臨床検査技師	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和37年4月2日以降に生まれた人 2 臨床検査技師の免許を有する人 3 病床数が200床以上の病院で超音波検査の職務経験が令和3年4月30日現在で5年以上の人 <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>
理学療法士	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和37年4月2日以降に生まれた人 2 理学療法士の免許を有する人 3 医療機関における理学療法士としての職務経験が令和3年4月30日現在で2年以上の人 <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>
栄養士 (管理栄養士)	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和37年4月2日以降に生まれた人 2 管理栄養士の免許を有する人 3 管理栄養士又は栄養士としての職務経験が令和3年4月30日現在で2年以上の人 <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>

- (注) 1 児童福祉を除き、正社員以外で勤務していた場合は、正社員と同じ勤務形態で就業していた期間のみ対象となります。
2 職務経験の確認のため、職歴証明書等の提出を求める場合があります。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- ア 日本国籍を有しない人
ただし、臨床検査技師、理学療法士及び栄養士（管理栄養士）は、日本国籍を有しない人も受験することができますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・ 静岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験日・試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	7月11日(日) 12:30 入室開始 12:50 着席 16:40 終了予定	<p>会場選択に当たっては、P7の「新型コロナウイルス感染症への対応」をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 静岡会場（全職種） 静岡県庁別館 ◆ 神奈川会場（全職種） 小田原市内 ◆ 愛知会場（全職種） 豊橋市内 <p>※ 各会場の詳細については、受験票発行の際にお知らせします。 <u>受験票で、必ず試験会場を確認してください。</u></p>
第2次試験	8月16日(月)から8月23日(月)までの間で、第1次試験合格通知書で指定する日	静岡市内において実施しますが、詳細については、第1次試験合格通知書でお知らせします。

注意事項

- ・試験会場内及びその周辺での駐車はできません。公共交通機関を利用してください。
また、試験会場周辺の道路が大変混雑し、通行車両及び周辺住民の迷惑となりますので、車での送迎も御遠慮ください。
- ・会場では冷房設備を使用する場合がありますので、温度調節のできる服装で受験してください。
- ・障害の有無に関係なく応募できます。
- ・障害等があり、試験会場において配慮が必要な場合は、申込書の特記事項欄にその内容を具体的に記入してください。この場合には、詳細について電話等で確認させていただくことがあります。なお、場合によっては、対応できない事項もあることを御了承ください。

4 試験の方法

区 分	内 容	
第1次試験	専門試験 (90分)	職種に応じた専門的知識、技術等についての筆記試験で、試験問題の形式及び出題分野は次表のとおり。
	論文試験 (90分)	課題に対する理解力、論理性、表現力等についての記述式による筆記試験 (注)採点は、専門試験の得点が一定の基準に達した人についてのみ行います。
第2次試験	適性検査	職員としての適性についての検査
	面接試験	人物についての個別面接による口述試験

〔専門試験問題の形式及び出題分野〕

職 種	試験問題の形式		出 題 分 野
土 木	択一式	出題数30題 全問解答	数学・物理・情報技術基礎(3)、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)(13)、土木構造設計(2)、測量(2)、社会基盤工学(4)、土木施工(6) (出題分野のカッコ内の数字は出題予定数。出題数は変更する場合があります。)
獣 医 師	記述式		獣医師として必要な専門知識に関するもの
心 理			心理職として必要な専門知識に関するもの
児 童 福 祉			児童福祉職として必要な専門知識に関するもの
医療社会福祉 (精神保健福祉士)			医療社会福祉(精神保健福祉士)として必要な専門知識に関するもの
臨床検査技師			臨床検査技師として必要な専門知識に関するもの
理学療法士			理学療法士として必要な専門知識に関するもの
栄 養 士 (管理栄養士)			管理栄養士として必要な専門知識に関するもの

◎配 点

第1次試験		第2次試験	合 計
専門試験	論文試験	面接試験	
40点	80点	480点	600点

最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、次の場合は不合格となります。

- ・第1次試験の専門試験、論文試験のいずれかで一定の基準に達しない場合
- ・第1次試験日に、専門試験又は論文試験のいずれかを受験しなかった場合
- ・第2次試験の面接試験において一定の基準に達しない場合

5 合格者の発表

区 分	発 表 日 時	方 法
第1次試験合格者	8月3日(火) 午前10時	合格者の受験番号を、静岡県庁本館玄関にある掲示板及び人事委員会事務局のホームページに掲載します。 合格者には、文書でお知らせします。(文書は合格者の発表日に発送)
最終合格者	9月上旬	

6 試験結果の情報提供

本試験を受験した人は、本人情報の提供を受けることができます。提供の方法は、次の2通りです。

① 窓口での情報提供

受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、人事委員会事務局職員課（県庁東館14階）に直接お越しください。なお、パソコン画面上での閲覧のみとなります。

（注）窓口での情報提供は、提供期間中の土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く午前8時30分から午後5時までです。

② 郵送による提供

第1次試験の際に配付する本人情報提供申出書に必要事項を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封して、人事委員会事務局職員課まで郵送してください。詳細は第1次試験の際にお知らせします。

対象者	提供内容	受付期間
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、科目別得点及び総合順位(注1)	令和3年8月3日(火)から令和3年9月2日(木)まで
第1次試験合格者	上記に加え、第2次試験の得点、最終総合得点及び最終順位(注2)	最終合格発表日から1か月間

（注1）専門試験の得点が一定の基準に達しなかった人については、論文試験の採点を行いませんので、専門試験の得点のみが情報提供の対象となります。

（注2）第2次試験欠席者は、第1次試験の結果のみの提供となります。

7 合格から採用まで

最終合格者は、職種ごとに採用候補者名簿に登載され、その中から任命権者が採用者を決定します。退職者の状況によっては採用されないことがあります。

採用は、令和4年4月1日以降に行われる見込みですが、職種によりそれ以前に行われることもあります。

8 給 与

(例) 行政の初任給 (令和3年4月1日現在。地域手当を含む。)

採用時の年齢	大学卒業後の職務経験年数	金 額
29歳	7年	約235,800円
39歳	17年	約297,700円

このほかに、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

9 福利・厚生

- ・ 地方職員共済組合、職員互助会等の制度があり、医療費の給付、住宅資金等の貸付等が行われます。
- ・ 県内各地に世帯用住宅、単身用住宅があります。

10 例題の公開

専門試験及び論文試験の例題を人事委員会事務局のホームページで公開するとともに、県民サービスセンター、県総合庁舎行政資料コーナー、県立中央図書館、県総合教育センターに配架しています。

11 その他

- ・ この採用試験の実施に関して収集する個人情報、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- ・ 当日は、時間に余裕を持って来場してください。また、当日の交通機関の遅延等に備え、代替経路等を事前に御確認ください。
- ・ 会場を間違えた場合は、受験できませんので御注意ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響や、地震、台風などの災害等により、やむを得ず試験日程を変更する場合があります。試験に関して緊急のお知らせがある場合は、人事委員会事務局のホームページでお知らせしますので、試験日が近づいたらホームページを御確認ください。

●新型コロナウイルス感染症への対応

- ・令和3年度静岡県職員採用試験は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府が発令する緊急事態宣言の状況及び静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が発表する「ふじのくに基準」の行動制限を踏まえて実施又は延期の判断を行います。
- ・受験者の県境を跨ぐ移動を極力回避することを目的に、今年度は、全職種について、静岡会場、神奈川会場及び愛知会場で試験を実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、延期や会場を変更する等の可能性がありますので、以下の事項を必ず確認の上、試験会場を選択してください。
- ・静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が発表する「ふじのくに基準」は、週一回、毎週金曜日に更新されます。このため、7月9日（金）の基準で、静岡県への訪問の自粛が要請されている地域にお住まいの受験者は、7月11日（日）に静岡会場で受験することはできませんので、延期又は試験会場を変更していただくことになります。
- ・ただし、試験日から14日前（6月27日）の時点で、すでに静岡県に在住しており、以後、県境を跨ぐ移動がない場合には、静岡会場での受験を認めることとしています。その場合は、6月25日（金）午後5時までに054-221-2275にお電話ください。
- ・7月11日（日）に静岡県に緊急事態宣言が発令されている場合は、全ての会場の試験を延期します。
- ・試験の延期及び会場変更等については、直前になりますが、該当の方には電話又はメールで連絡します。詳細は人事委員会事務局のホームページでお知らせしますので注意してください。なお、日程の変更により有利、不利になることはありませんので、ご安心ください。

※「ふじのくに基準」は随時更新されます。最終的に7月9日（金）公表予定の「ふじのくに基準」により判断します。

「ふじのくに基準」は、こちらから確認できます。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html>)

(参考) 「ふじのくに基準」の県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限（5月7日時点）

回避／訪問自粛	次の地域では、感染拡大が顕著であり、不要不急の外出自粛等が発出されていますので、不要不急の移動を回避してください。また、当該地域の皆様は、本県への「不要不急の訪問の自粛」をお願いします。
緊急事態宣言地域	東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（6都府県）
まん延防止等重点措置の地域	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県（9道県） [北海道] 札幌市、[宮城県] 仙台市、[埼玉県] さいたま市 等15市町、 [千葉県] 千葉市 等12市、[神奈川県] 横浜市 等9市、 [岐阜県] 岐阜市 等9市、[三重県] 四日市市、[愛媛県] 松山市、 [沖縄県] 那覇市 等15市町 [※市町村の詳細は省略]
独自の外出自粛等を発出している地域	秋田県、茨城県、群馬県、富山県、石川県、福井県、和歌山県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県（12県） [山形県] 鶴岡市 [※市町村の詳細は省略]

申込入力例

○インターネット（「ふじのくに電子申請サービス」）で申し込んでください。

画面に表示される注意事項に従って、誤りのないよう入力してください。

○ 申込みできるのは一つの職種に限ります。

○ 試験会場は、P7の「新型コロナウイルス感染症への対応」を必ずご確認ください、静岡会場、神奈川会場、愛知会場のいずれかを選択してください。

<確認画面イメージ>

静岡県職員採用試験申込書

※受験番号 (記入不要)	
-----------------	--

1 試験区分	2 職 種		3 第1次試験会場	
職務経験者	土木		静岡会場	
4 生年月日	昭和 58年 8月 21日			
5	フリガナ	シズオカ カツオ		
	氏 名	静 岡 かつ男		
6 第1次試験合格通知先	郵便番号	電話番号（よく利用する電話（携帯）番号を記入してください。）		
	180-0000	090-0000-0000		
	都道府県・市郡区町村・字・番地・建物・号室名			
	静岡市葵区つつじ町3776 もくせいマンション2-23号室			
	E-mail（よく利用するメールアドレスを記入してください。）			
sankouchou@shizuoka.abcd.jp				
7 最終学歴（最終の学校又は現在在学中の学校について記入してください。）				
学校名		学部名・学科名等		修学期間
ふじのくに大学		理工学部建築科		平成 14年 4月 ~ 平成 18年 3月
		卒業区分		卒業
学校種別	大学	8 出身高校所在地	静岡県	
9 免許・資格等（受験資格に免許・資格等が規定されている職種の受験者は記入してください。）				
免許・資格		取得時期	(年号)	年 月
10 現在の勤務先				
勤務先及び所在地		部課名		職務内容
〇〇建設株 (静岡市)		建設企画課		施工管理
11 特記事項（受験に際し、考慮してほしいことがある場合は記入してください。例：車椅子の使用 等）				
※障害等があり、試験会場において配慮が必要な場合は、その内容を具体的に記入してください。				

12. 職務経験 (受験資格に該当する職歴を、現在(又は直近)のものから記入してください。)	勤務先(所在地)、部課名、役職名	職務内容・業績(具体的に)	就業の始期、終期及び期間
	(直近) 〇〇建設(株) 建設企画課長 (静岡市)	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇ターミナルビルの建設をはじめ民間受注工事の施工管理(R1年度施工件数〇件) 〇〇自動車道〇〇インター整備関連治山工事施工管理(市土木課との折衝業務を含む) 	平成28年 4月 1日 ~ 令和3年 5月(現在)日 (期間 5年 1月 日)
	(株)〇〇設備工業 工事課管理主任 (浜松市)	<ul style="list-style-type: none"> 土木施工管理 建設機材の確保、工程管理、人員管理、安全管理、他業者との連絡調整を行った。(現場監督として、河川工事3件、道路工事5件の経験あり。) 	平成18年 10月 1日 ~ 平成28年 3月 31日 (期間 9年 6月 日)
	()		年 月 日 ~ 年 月 日 (期間 年 月 日)
	※派遣会社に雇われて派遣された場合は、その旨を明記してください。	※職務内容・業績は、経験、成果等をできるだけ詳細に記入してください。	年 月 日 ~ 年 月 日 (期間 年 月 日)
()		年 月 日 ~ 年 月 日 (期間 年 月 日)	
13 職務経験通算期間(令和3年4月末までで、受験資格に該当する継続して就業した期間 ※1か月未満切り捨て)	14年 7月	就業状況	申込時に就業している
私は、職種欄に記載した職種の採用試験を受験したいので申し込みます。 なお、私は希望する職種に必要な受験資格を満たしており、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当していません。 また、この申込書の全ての記載事項は事実と相違ありません。			
令和 3年 5月 26日 署名			静岡 かつ男

受 験 手 続

インターネット（電子申請）で申し込んでください。

※インターネットによる申込みができない方は、6月4日(金)午後5時までに静岡県人事委員会事務局職員課（054-221-2275）へお問い合わせください。

申込みの流れ	<p>■インターネットによる申込みには次のものがが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、スマートフォン（一部非対応機種あり）（携帯電話は不可） ・本人のメールアドレス（パソコン又はスマートフォンのメールアドレス） ・受験票を打ち出すためのプリンタ（A4サイズが出力できるものなら可） <p>「ふじのくに電子申請サービス」からお申し込みください。</p>	
	インターネット にアクセス	<p>静岡県職員採用情報のホームページから、「ふじのくに電子申請サービス」にアクセスしてください。</p> <p>https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/</p>
	利用者登録	<p>はじめに「利用者登録」をして「利用者ID」を取得してください。利用者登録は、申込期間前でも行うことができます。</p> <p>※登録時に取得したIDとパスワードは申込み、受験票ダウンロード時に必要になります。必ず控えておいてください。紛失しても、利用者IDやパスワードのお問合せには一切お答えできません。</p> <p>※利用者登録だけでは、受験申込にはなりません。</p>
	受験申込	<p>申込期間中、申込入力画面に必要な事項を入力して送信してください。送信後、「整理番号」「パスワード」が表示されますので控えておいてください。</p> <p>申込到達通知のメールが登録メールアドレス宛に送信されますので、必ず確認してください。</p> <p>※申込到達通知メールが届かない場合は、至急、静岡県人事委員会事務局職員課（054-221-2275）へ連絡してください。</p> <p>※整理番号とパスワードの両方を忘れた場合は、新規のユーザーとして改めて利用者登録し、申込手続を行ってください。また、静岡県人事委員会事務局職員課へも連絡してください。</p>
	受験票 ダウンロード	<p>「申込内容照会」画面から受験票(PDF)をダウンロードしてください。</p>
申込期間	<p><u>令和3年5月26日(水)～6月11日(金)午後5時まで</u></p> <p>※6月11日の午後5時までに受信完了が確認できない場合は、申込みが無効になります。</p> <p>※受付期間終了直前はシステムが混み合うおそれがあるため、日程に余裕を持って申し込んでください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>	
受験票	<p><u>令和3年6月29日(火)頃に発行します。</u></p> <p>※プリントアウトした受験票の署名欄に自筆で署名するとともに、<u>必ず写真を貼り、第1次試験当日に持参してください。</u></p>	

※試験に関して緊急のお知らせがある場合は、人事委員会事務局のホームページ（<https://www.pref.shizuoka.jp/zinzi/employ/>）でお知らせします。